

令和5年5月10日

保護者の皆様

葉山町教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応について

日頃から本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症5類感染症に位置づけられたことに伴い、学校における今後の感染症対策に係る留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」が示されました。

これに基づき、県教育委員会から令和5年5月1日付け教育長通知高第1384号「令和5年5月8日以降の県立高等学校等の教育活動等について(通知)」が示されました。

学校においては、このことを踏まえ、引き続き基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施してまいります。

ご家庭におかれましても、お子様の日々の健康管理にご留意くださいますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 1 出欠席の取扱い(原則)

##### ◇「欠席」となる場合

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状の場合
- ・ワクチン接種

##### ◇「出席停止」となる場合

- ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・合理的な理由(本人に基礎疾患がある等)により、校長が出席しなくてもよいと認めた日

#### 2 出席停止の期間の基準について(学校保健安全法施行規則第19条第2号)

新型コロナウイルス感染症に感染した生徒の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※「発症した日」や「症状が軽快した日」を0日とし、その翌日から起算します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

### 3 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居家族が感染した場合も児童・生徒本人が感染していなければ、行動制限等はなく、出席停止の対象にはなりません。

### 4 感染症対策について

5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するために、日々の健康状態の継続的な把握、適切な換気、手洗いによる手指衛生等は引き続き大切なことです。

また、発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養してください。

問合せ先

葉山町教育委員会 学校教育課

046 - 876 - 1111 (内線 7223)